

議会基本条例策定特別委員会（第10回・第11回検討事項）会派検討内容

検討事項	第10回検討事項				第11回検討事項																																			
	市民に分かりやすい言葉、表現に努める	委員会の適切な運営	会議における質問方式	政務活動費の適正な執行と公開	議員研修会の開催	事務局の機能強化	議会図書室の運営、機能強化	議会図書室の市民の利用	議会予算の確保	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置	議会改革推進等組織の設置																				
「考え方」前回提示内容	議会は、難解な表現、専門用語等を多用せず、市民にも分かりやすい言葉や表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。 ⇒(修正案)議会は、市民にも分かりやすい言葉や表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。	①議会は、市政の諸課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性や特性を考慮し適切に活用するものとする。 ②委員会は、その専門性や特性が十分に発揮できるように適切に運営するものとする。 ③委員会審査に当たっては、委員会が審査する内容や資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。 ⇒(修正案)委員会審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。 ④常任委員会は、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。 ⑤委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができるものとする。	①市長提出議案に対する質疑と一般事務に関する一般質問とは通常一括して行う。 ②3月定例会及び改選後(市議選・市長選)の初定例会には、代表質問を行う。 ③代表質問は総括質問方式で行い、一般質問、関連質問、議案質疑は一問一答方式で行う。	①政務活動費は、議員の調査研究、その他の活動に資するため、会派に対して交付されるものであることを認識し、福島市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところにより適正に執行しなければならない。 ②会派は、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿を積極的に公開すること等により、その用途に関する市民に対する説明責任を果たし、透明性を確保しなければならない。 ③政務活動費に関しては、別に福島市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところによる。	①議会は、議員の政策立案及び政策提言の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。 ②議会は、市政の課題に関する調査が必要であると認めるときは、学識経験を行う者等による研修を行うことができる。	議会は、議員の監視機能、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。	議会図書室は、議員のほか、一般の利用に供することができるものとする。	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、議会基本条例の規定を実行するにあたり、必要な予算の確保に努めるものとする。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。	①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。 ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができる。 ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。																				
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等		
真政会	○	・議会は、市民に分かりやすい言葉や表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。	○	・③を入れなければ盛り込むものとする。	△	・「質問方式」となると①と③で十分である。 ・「方式」を除く「会議における質問」であれば①②③で盛り込む。	-	・判断できず。 ・一人会派の取扱いを明確にすべきである。 ・政務活動費の支出は会派に対して補助金として交付されるものであり、議員個人の調査研究には交付されないものとされている。会派の構成は、一般的、基本的に二人以上が会派とみなすものであるから、基本条例の中で明記されるものと考えるので、明確に確認してから判断する。	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
みらい福島	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
市民21	○	・「難解な表現」、「専門用語等」とは何か、議員個々の感覚や議会としての慣例もあり、今後、整理・検討が必要。	○	・修正案について、特になし	○	-	○	・会派の定義については、結成手続きとその後の代表者会や各種委員会などへの出席や選出基準等の活動範囲だけが定められている状態であり、本来の定義については、本特別委員会での今後の検討項目として予定されており、また、現在、政務調査費検討会においても会派人数による用途基準について議論されているが、それらを踏まえてから本項目について議論した方がよいのではないかと。	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
公明党	○	-	○	・資料等の公開の制限について必要と思われる。	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
日本共産党	○	異議なし	○	異議なし	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
社民党・護憲連合	○	・修正案で盛り込む	○	・盛り込むが、③の「資料等を公開し」⇒「資料等を原則公開し」とすることを提案。しかし、修正案でも可。	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-

【※注】【条例案掲載】欄 ○：盛り込むべき、×：盛り込まない